

特定小型原動機付自転車などの交通方法等 (令和5年7月1日から)

		原動機付自転車			
車両区分		一般原動機付自転車	特定小型原動機付自転車	特例特定小型原動機付自転車	
定格出力等		総排気量50cc以下又は 定格出力0.6kw以下	定格出力0.6kw以下		
車体の大きさ	長さ	2.5m以下	1.9m以下		
	幅	1.3m以下	0.6m以下		
	高さ	2.0m以下	-		
運転免許		原動機付自転車を運転する ことができる運転免許	不要 (16歳未満は運転禁止)		
最高速度		30km/h	20km/h	6 km/h	
最高速度表示灯※		-	緑色点灯	緑色点滅	
乗車用ヘルメット		必要	必要(努力義務)		
ナンバー登録		必要	必要		
自賠責保険		必要	必要		
通行場所	歩道(普通自転車等 及び歩行者等専用)		×	×	○
	自転車道		×	○	-
	専用通行帯		×	○	-
	路側帯		×	×	○ (左側部分に限る)
	駐停車禁止路側帯		×	×	○ (左側部分に限る)
	歩行者用路側帯		×	×	×

※令和5年7月1日以降に製作されたものに限る